公募型プロポーザル「伏見西部第五地区　事業計画変更等業務委託」に係る
質問に対する回答について

No.	質問	回答
1	公募（公募型プロポーザル方式）のお知らせ内の２ページ応募者の資格に関する事項の（５）について ア に「地方公共団体」、「地方独立行政法人法に基づく地方独立行政法人」又は「地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社」のいずれかが発注したものであること。 とありますが、「土地区画整理組合」の発注は該当しますでしょうか。	「土地区画整理組合」の発注は該当しません。
2	特記仕様書（案）第 10 条の１課題の抽出及び整理において道路線形の変更に伴い設計変更が生じることになりますが、設計の精度としては概算工事費が算出可能なレベルと解してよろしいでしょうか。	事業計画変更案を成果品として提出していただく予定ですので、当該成果品の作成に必要十分な精度としてください。
3	特記仕様書（案）第 10 条の３事業計画変更案及び換地設計変更案の作成において資金計画の過年度事業費の整理が必要と考えられますが、過年度事業費の整理は３ヶ年分と考えてよろしいでしょうか。また、過去の過年度整理時の資料は借用できますか。	過年度事業費の整理は、最大６ヶ年分を想定しています。なお、過去の整理時における資料の借用は可能です。
4	特記仕様書（案）第 10 条の３事業計画変更案及び換地設計変更案の作成において、換地設計の変更に係る権利者の人数並びに対象面積はどの程度想定されていますでしょうか。	具体的な権利者数及び面積については、提案内容により増減する可能性がありますが、現時点では約 50 画地分（地権者数：40 人、対象面積：約 63,000 ㎡）の換地設計の変更を想定しています。
5	街区確定計算や画地確定計算等の測量業務は含まないものと解してよろしいでしょうか。	本業務委託において、測量業務は含まれませんが、既往測量成果を用いて換地設計の変更に伴う面積計算等は本業務の範囲に含みます。